

消 防 危 第 321 号
令和 6 年 11 月 29 日

各 都 道 府 県 知 事 } 殿
各 指 定 都 市 市 長 }

消 防 庁 次 長
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令の公布について

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 103 号。以下「改正省令」という。）が本日公布されました。

貴職におかれましては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県知事におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

1 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律の制定に伴う事項

危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 12 条では高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 5 条第 1 項の高圧ガスの製造のための施設及び同法第 16 条第 1 項の貯蔵所に係る保安距離を規定しているところ、このたび制定された、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和 6 年法律第 37 号。以下「水素等供給等促進法」という。）に基づく経済産業大臣の承認を受ける製造所及び貯蔵所についても、高圧ガス保安法の施設と同程度の危険性を有することから、同様の保安距離を確保することとする。

また、水素等供給等促進法第 16 条第 1 項において、高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設について高圧ガス保安法の完成検査に係る規定を準用していることに鑑み、高圧低炭素水素等ガスの製造のための施設についても規則第 20 条の 5 の 2 の水圧試験の基準を適用する。

2 避雷設備に関する事項

危険物の規制に関する政令（以下「令」という。）第 9 条第 1 項第 19 号（令第 19 条第 1 項において準用する場合を含む。）、令第 10 条第 1 項第 14 号（同

条第2項及び第3項においてその例による場合を含む。)及び令第11条第1項第14号(同条第2項においてその例による場合を含む。)において、一定量以上の危険物を製造する製造所等には避雷設備を設けることとされ、その構造方法は規則第13条の2の3において、日本産業規格 A4201「建築物等の雷保護」に規定する構造とすることとしている。

今般、屋上突角部への保護方法等が規定された日本産業規格 Z9290-3 (2019)「雷保護―第3部：建築物等への物的損傷及び人命の危険」が制定されたことに伴い、規則及び危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令(平成22年総務省令第10号)で規定する日本産業規格を最新のものに改める。

3 その他

その他所要の規定の整備を行う。

第二 施行期日に関する事項

改正省令は、公布の日から施行する。

(ただし、第一の2は、令和7年4月1日から施行する。)

(連絡先) 消防庁危険物保安室 担当：石野、高橋 TEL : 03-5253-7524 FAX : 03-5253-7534
--